

第53期（令和4年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県最低賃金専門部会（第1回）議事要旨

1 日時 令和4年7月27日（水） 10時30分～12時20分

2 場所 熊本地方合同庁舎A棟10階大会議室

3 出席者

公益代表委員 出席3名（定数3名）

労働者代表委員 出席3名（定数3名）

使用者代表委員 出席3名（定数3名）

【事務局】

（熊本労働局）出席6名

4 議題

（1）部会長、部会長代理の選出

（2）最低賃金に関する基礎調査結果の説明

（3）基本的見解の表明

（4）今後の審議日程

（5）その他

5 議事要旨

（1）公益代表委員の中から部会長及び部会長代理がそれぞれ1名ずつ選出された。

（2）事務局より令和4年度の最低賃金に関する基礎調査結果を説明した。

（3）労働者代表委員及び使用者代表委員から、それぞれ基本的見解の表明が行われた。

【労働者代表委員の主張】

- ・最低賃金の決定について、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素は軽重があるものではなく、いずれも考慮されるべきものである。

- ・連合リビングウェイジに基づいた熊本県の単身者の最低生計費は、月額163,000円、時給990円である。
- ・熊本県の最賃額821円を月平均所定労働時間173.8時間で計算すると14万2,690円、可処分所得に直すと11万6,720円、1年間2,085時間働いても、140万円位にしかない。
- ・企業規模10人以上の短時間労働者の1時間当たりの賃金について、最低賃金と比べてもかなり高い数字になっている。全国、福岡と比べても熊本は格差がある。
- ・今年4月時点のハローワーク熊本の求人賃金は、下限の平均額が995円となっており、飲食、宿泊の下限も900円台となっている。
- ・地域間格差の拡大の観点から、全国の最高額と最低額の差は2002年が104円だったが、2021年は221円と倍以上になっている。結果的に、人口の県外流出や外国人労働者の確保にも影響するのではないか。
- ・福岡県とは最低賃金で49円の差、大牟田と荒尾のアルバイトの仕事内容は同じ、時給だけ違っているのでは時給の高い福岡へ流れるのではないか。
- ・都道府県ごとの外国人雇用者数と最低賃金について、最低賃金の高い都道府県は、外国人労働者が多く関連性が認められる。外国人労働者が就職先を選択できるとしたら、熊本県は選ばれるのかという疑問が残る。
- ・国別の年間平均賃金の推移より、日本の賃金は20年にわたり停滞し日本とイタリアが最低グループとなっている。訪日外国人から安い日本、いいものが安く買える夢の国と言われている。
- ・半導体関連新工場の経済効果は1.8兆円と県内銀行が試算している。工場では、1,500人の雇用を計画しており、人の移動や飲食等の波及も期待される。
- ・金額審議にあたって6点上げさせてもらっている。1.日本経済の自律的成長に向けては人への投資が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引上げが必要である。2.近時の物価上昇等、最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視すべきである。3.賃上げの流れ

を最低賃金の引上げにつなげるべきである。4．現在の地域別最低賃金が抱える課題、絶対額の低さ、地域間格差の大きさを解決すべきである。5．中小企業が賃上げしやすい環境を整備すべきである。6．労働市場の改善傾向も踏まえた上で、最低賃金の引上げを検討すべきである。

【使用者代表委員の主張】

- ・原油を含むあらゆる原材料、品不足や値上げ、急激な円安による仕入れ値の上昇などで、総務省の6月の消費者物価指数は2.2%上昇している。同じく、日銀の企業からの取引価格水準を示す6月の国内企業物価指数は、9.2%と大幅に上昇している。東京経済調べの上半期の県内倒産件数は28件で、前年の2.2倍になる。多くの企業では、借入金の返済がこの時期から本格化し、売上は多少増えても、仕入れ価格の上昇で利益が大きく圧縮されて、返済が困難な事業者がさらに増え必然的に倒産も増えるという予測もなされている。
- ・反面、特に半導体関連企業の進出を機に、多くの関連企業の進出、境界地域の開発が進み、人材確保のためにも賃金の底上げは課題である。
- ・熊本には、まだまだ力の弱い企業も多くあり、そういった企業のことも考え、また物価高に苦しむ従業員の両方を考えていかなければならない。その為にも、賃金改定状況調査の第4表や影響率等のデータや各種指標を基に、労使でしっかりとした議論を行い、慎重な審議を重ねた上でお互いの考えを近づけていければと思っている。
- ・新型コロナの影響を強く受けてきた飲食業、宿泊業においては依然として厳しい業況の企業が多い。
- ・成長と分配の好循環を実現するには、生産性向上や取引適正化を通じた企業による自発的な賃上げの促進が不可欠である。政府による「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を始めとした取り組みの粘り強い継続と実効性の強化により、多くの企業の賃上げにつながる必要がある。
- ・最低賃金の引上げを、政府の賃上げ政策実現の手段として用いるこ

とは適切でない。

- ・最低賃金の引上げ水準によっては、経営上の重大な影響を受ける企業がどの程度のボリュームで存在しているかを見極めたうえで判断する必要があり、また、そのことがそこで働く労働者にとってどのような影響をもたらすのかを熟慮するとともに、さらに言えば、その責任を担う覚悟で判断しなければならない。
- ・6月位までは新型コロナウイルス感染症も収まって、飲食業、宿泊業も比較的回復傾向が続いていた。7月上旬から新型コロナウイルス感染症の第7波が爆発し、すぐに影響が出始めているのが飲食業。規制は無くても皆自粛して、宴会がキャンセルされたり、食事に来る人が目に見えて減っているという声がある。宿泊業は、県の宿泊助成事業、再発見の旅等々がまだ8月まで継続されているので、大きくは減っていないとのことである。

(4) 本日、金額提示は行われなかった。

(5) 事務局から今後の審議日程を説明した。

- ・8月2日(火)午前9時30分から第2回地域別専門部会を開催予定。